

参 考 様 式 一 覧

番 号	様 式 名
第 1 号 " の 2 第 2 号 第 3 号	( 貸付関係：直貸方式 ) 農業改良資金 ( 借受者 ) 電算入力票 団体の概要 農業改良資金貸付決定通知書 農業改良資金借用証書
第 4 号 第 5 号 第 6 号 第 7 号	( 貸付関係：融資機関による転貸方式 ) 農業改良資金県貸付金貸付申請書 農業改良資金県貸付金貸付決定通知書 農業改良資金借受者貸付決定通知書 農業改良資金借受者借用証書
第 8 号 第 9 号 第 10 号	( 貸付関係：県から融資機関 ) 農業改良資金転貸契約書 ( 例 ) 農業改良資金県貸付金支払請求書 農業改良資金県貸付金借用証書
第 11 号 第 12 号	( 貸付関係：農商工等連携促進法にもとづく認定中小企業者 ) 農業改良資金県貸付金貸付申請書 ( 都道府県提出用 ) 農商工等連携促進法に基づく認定中小企業者による農業改良措置の支援内容 ( 農業改良資金県貸付金貸付申請書別添 )
第 13 号 第 14 号	( 事業の実施報告 ) 農業改良資金事業実施報告書 農業改良資金県貸付金事業実施報告書
第 15 号 第 16 号 第 17 号 第 18 号 第 19 号	( 事業計画、償還方法の変更 ) 農業改良資金事業計画変更書 農業改良資金償還方法変更申請書 農業改良資金県貸付金償還方法変更申請書 農業改良資金県貸付金償還方法変更承認通知書 農業改良資金償還方法変更承認通知書
第 20 号 第 21 号 第 22 号	( 繰上償還 ) 農業改良資金繰上償還申請書 農業改良資金県貸付金繰上償還通知書 農業改良資金繰上償還承認通知書
第 23 号 第 24 号 第 25 号 第 26 号	( 支払猶予 ) 農業改良資金支払猶予申請書 農業改良資金県貸付金支払猶予申請書 農業改良資金県貸付金支払猶予決定通知書 農業改良資金支払猶予決定通知書



参考様式第1号の2

団 体 の 概 要

名 称	
主たる事業所の所在地	郡 市 町 村 大字 番地
会 員 数	
事 業 の 概 要	
設 立 の 時 期	設 立 年 月 日
代 表 者 の 氏 名	役 名 (氏名)
資産の概要及びその他の参考事項	

(注) 定款又は規約を添付すること。

# 農業改良資金貸付決定通知書

連帯保証人	
連帯債務者	

貸付方法 コード

財源 コード	地方 コード	普及センター コード

種類名	
種目名	

取扱融資機関 コード	
取扱融資機関名	

様

さきに申請された農業改良資金の貸付については右のとおり決定します。

年 月 日

県知事名

\* 償還計画を別途作成添付

資金	種類	種目	貸付決定番号

貸付金額
千円

収入印紙  
添付

# 農業改良資金借用証書

## 1 借受条件等

	貸付決定日	年 月 日
	貸付決定番号	
借用金額		
資金の種類		
資金の用途		
利率	無利子	
法定最終償還期日		
支払場所		
備考		

元金は、年 月 日までを据置き、年 月 日を初回とし金 円、以後年 月 日を最終日として、毎年 月 日、月 日、・・・に毎回金 円あて償還する。

## 2 償還計画 農業改良資金貸付決定通知書の償還計画の写し

回数	償還期日	償還金額	残高	備考
1	年 月 日	円	円	
2				
・				
・				

上記の通り正に借用し、金員を受領いたしました。ついては、県貸付規程、上記の条件及び裏面の特約条項をかたく守り、相違なく返済します。

年 月 日

県知事

様

債務者 住所

氏名

印

連帯債務者 住所

氏名

印

連帯保証人 住所

氏名

印

農業改良資金借用証書特約条項（参考様式第3号裏面）

（一時償還）

第1条 農業改良資金の貸付けを受けた者（以下「乙」という）は、都道府県（以下「甲」という）が次の各号の一に該当すると認め、一時償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の場合の各期日を含む。以下同じ）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- （1）乙がこの借受金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- （2）乙が償還金の支払いを怠ったとき。
- （3）乙が借受金を長期にわたり使用しないとき。
- （4）乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申出又は報告をし、若しくは故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- （5）乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立があったとき。
- （6）乙が支払を停止し若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は精算に入ったとき。
- （7）乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- （8）乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- （9）この借入金により改良、造成、復旧又は取得された施設（土地を含む。）が他に譲渡若しくは転用されたとき又は公用収用されたとき。
- （10）乙が県貸付規程及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- （11）その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

（繰上償還）

第2条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

（報告）

第3条 乙は、事業完了後30日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。

なお、共同で借受けた場合には、事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印すること。

2 乙は、この資金の対象事業の遂行が困難となった場合、又は対象事業を変更、中止若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。

3 乙は、甲の指示するところに従い経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告する。

4 乙は、次に掲げる場合には、遅滞なく甲に報告する。

（1）乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙、連帯保証人（以下「丙」という。）若しくは物上保証人（以下「丁」という。）に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合

（2）丙又は丁の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ又はそのおそれのある場合

（3）その他甲が指示する場合

（調査）

第4条 乙は、甲の役職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便益を提供する。

2 乙及び丁は、甲の役職員その他甲の依頼を受けた者が、担保物件に立ち入る等により、これを調査することを承認する。

(弁済充当の指定権)

第5条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。

(違約金)

第6条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第1条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、農業改良資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による延滞に係る違約金を支払う。

3 乙は、第1条の(1)、(3)、(4)及び(10)に該当したこと(故意の場合に限る。)を理由として甲から一時償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付の日から一時償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年パーセントの割合で計算した一時償還の請求に係る違約金を併せて支払うものとする。

(連帯保証人)

第7条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき乙と連帯し、乙と丙間の間の契約の如何にかかわらず、これが履行の責めを負う。

2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。

3 甲は連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときはこれを変更する。

(担保の提供)

第8条 乙又は丁は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となった場合には、速やかにこれを提供するものとする。

(担保の保全)

第9条 乙又は丁は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他人に譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等、甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしない。

2 乙又は丁は、担保として提供した自己の資産の価額が滅失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従う。

(担保の追加)

第10条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて要求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

(法定代位者の変動)

第11条 乙、丙又は丁は、甲が他の連帯債務者、連帯保証人又は物上保証人につき免除、交替又は担保の差替えを行っても異議を申し立てない。

2 丙又は丁は、償還期日、据置期限又は償還期限の変更につき、甲乙間において如何に取り計らわれても意義を申し立てない。

(法定代位者が弁済した場合の求償制限)

第12条 連帯債務者、丙及び丁は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の金額の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

(担保の処分)

第13条 乙又は丁は、甲が、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売得金から諸費用を差引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお、残債務がある場合は、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。

(合意管轄)

第14条 乙、丙、丁及び甲は、この契約に関する訴訟につき 又は を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

## 農業改良資金県貸付金貸付申請書

番 号  
年 月 日

県知事 へ

名 称 融資機関  
代表者

印

農業改良資金助成法第3条第2項に規定する農業改良資金の貸付けを実施するため、県貸付規程 の規定により、下記のとおり貸付金を借用したいので申請します。

記

農業改良資金県貸付金借入金額 円

(別添)

各農業者等から提出のあった借入申込書の写し及びこれに基づき作成する農業改良資金借受者電算入力票を添付する。

# 農業改良資金県貸付金貸付決定通知書

連帯保証人	
連帯債務者	

貸付方法 コード

財源 コード	地方 コード	普及センター コード

種類名	
種目名	

取扱融資機関 コード	
取扱融資機関名	

様

さきに申請された農業改良資金の貸付については右のとおり決定します。

年 月 日

県知事名

\* 償還計画を別途作成添付

資金	種類	種目	貸付決定番号

貸付金額
千円

## 農業改良資金借受者貸付決定通知書

様

名称 融資機関

代表者 印

先に申請されました農業改良資金の貸付けについては、下記のとおり決定します。

### 記

1 貸付決定番号

2 借受者 住所  
氏名

連帯債務者 住所  
氏名

(連帯保証人) 住所  
氏名

3 貸付決定金額 円

4 償還期間 年 (据置期間 年)

償還方法

償還期日 月 日

5 償還計画 貸付台帳裏面償還計画の写し

回	償還期日	償還額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
・			
・			

6 その他の貸付け条件

(物的担保)

(農業信用基金協会による保証)

(その他)

収入印紙  
添付

# 農業改良資金借受者借用証書

1 借受条件等

貸付決定日	
貸付決定番号	

借用金額	
資金の種類	
資金の用途	
利率	無利子
償還期限	
支払場所	
備考	

元金は、年 月 日までを据置き、年 月 日を初回とし金 円、以後毎年 月 日、月 日、・・・に毎回金 円あて償還する。

2 償還計画

農業改良資金借受者貸付決定通知書償還計画の写し

回数	償還期日	償還金額	残高	備考
1	年 月 日	円	円	
2				
.				
.				

上記の通り正に借用し、金員を受領いたしました。については、県貸付規程、上記の条件及び裏面の特約条項をかたく守り、相違なく返済します。

年 月 日

融資機関 代表者 様

債務者 住所  
氏名 印

連帯債務者 住所  
氏名 印

(連帯保証人) 住所  
氏名 印

農業改良資金借用証書（参考様式第3号）の特約条項を参考にし、必要に応じ条項、内容を加除して作成する。

## 農業改良資金転貸契約書（例）

〇〇県（以下「甲」という。）と株式会社〇〇銀行 支店（以下「乙」という。）とは、農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号。以下「法」という。）第3条第2項に基づき、農業改良資金の貸付けの業務を行うにつき、次のとおり転貸契約を締結する。

### （目的）

第1条 法第3条第2項の規定により、乙が行う農業改良資金の貸付けに必要な資金の全部を、甲が乙に貸し付ける場合において、乙は農業改良資金制度の趣旨に鑑み、その適切かつ円滑な運営を図るものとする。

2 乙は、法及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、農業改良資金助成法施行令（昭和31年政令第131号）、農業改良資金助成法施行規則（平成14年農林水産省令第57号）、農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け経営局第1931号農林水産事務次官依命通知）、〇〇県農業改良資金貸付規則（昭和〇〇年〇〇県規則第〇〇号）、〇〇県農業改良資金事務取扱要領、〇〇県会計規則（昭和〇〇年〇〇県規則第 号）並びに本契約書のほか、甲の指示するところにより前項の転貸業務を処理するものとする。

### （貸付金の貸付け）

第2条 甲は、農業改良資金の貸付けの業務に係る貸付金を乙に貸し出し、乙は、甲から借り受けた貸付金を借受者に自ら貸し付ける。

2 乙は、貸付金の貸付けに際して当該貸付金の全部又は一部を貯金、仮受金等として留保してはならない。ただし、貸付金が貸付けの目的以外に使用されるおそれがある場合は、この限りではない。

### （貸付金の償還）

第3条 乙は、前条第1項の規定による貸付金の償還について、借受者から徴収した償還金を〇〇県会計規則第〇〇条により払込書及び収納計算書を添えて納入期限日から〇営業日以内に、〇〇県指定金融機関に払い込まなければならない。

### （遅延損害金）

第4条 乙は、徴収した償還金を第3条の期日に遅延して払い込む場合は、払込みをなす日までの期間について、年12.25パーセントの割合をもって計算した遅延利息を〇〇県指定金融機関に払い込むとともに、遅滞なく遅延利息計算書を甲に提出しなければならない。

### （契約期間）

第5条 この契約の期間は、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までとする。

2 甲、乙が解約の申込みを行う場合には、3ヵ月前にこれをしなければならない。

### （契約の変更）

第6条 甲及び乙は、この契約に定める事項について変更する必要がある場合には、協議の上この契約を変更することができる。

### （債権の管理）

第7条 乙は、借受者ごとの貸付金の額、その償還の時期及び償還の金額を明らかにする書類を作成し、貸付金に係る債権の保全の必要がないと認められる時まで保存しなければならない。

2 乙は、甲の指示に従い貸付金に係る債権の保全につき常時注意するものとする。

3 乙は、貸付金の一時償還又は繰上償還を借受者に対して要求すべきものと認めるときは、その都度その旨を甲に申し出るものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止等)

第8条 乙は、第三者に対し、貸付事務の全部若しくは一部の処理を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(利息の納入)

第9条 乙は第2条の規定により借り受けた貸付金について、交付を受けた日から借受者に交付した日までの間の当該貸付金に係る利息を甲に支払うものとする。

2 前項の利息は乙の普通預金利率とする。

3 乙は、前項に定める利率に変動があった場合には、その変動日から15日以内に甲に通知するものとする。

(善管注意義務)

第10条 乙は、この契約による事務を処理する場合においては、善良な管理者の注意義務を怠ったことにより、甲に損害を与えたときは賠償の責めに任じなければならない。

(処理状況の報告等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも転貸事務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(転貸手数料及び支払方法)

第12条 甲は、乙に対し転貸手数料を支払うものとし、その金額は次の各号に掲げる額の合計金額に消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た金額を加えた金額とする。

(1) 契約期間内に交付した貸付金の合計額に対して 〇 パ - セントに相当する額

(2) 契約期間内に返済を受けた償還金の合計額に対して 〇 パ - セントに相当する額

2 甲は、前項の転貸手数料を、いずれも乙の請求により契約年度の翌年度の〇 月〇〇日までに支払うものとする。

3 甲は、その責に帰すべき理由により第1項の転貸手数料を遅延して支払うときは、支払期限の翌日から支払いをなす日までの期間について年 〇 パ - セントの割合をもって計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(転貸事務に要する経費)

第13条 この契約により転貸事務を行うために要する経費(以下「経費」という。)は、乙の負担とする。

2 乙は、調査料その他いかなる名義をもってするものであっても、経費を借受者から徴収してはならない。

(解除後の義務の履行)

第14条 この契約が解除された場合において、甲及び乙は、その義務が結了するまでは、この契約の責に任じなければならない。

( 定めのない事項の処理 )

第15条 この契約に定めのない事態が発生した場合又はこの契約の条項若しくはこの契約による指示について疑義を生じた場合の措置については、その都度甲、及び乙が協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成〇〇年〇月〇日

甲 住所 . . . . .  
〇〇県知事 〇〇〇〇

乙 住所 . . . . .  
株式会社 〇〇〇〇銀行 支店  
支店長 〇〇〇〇

個人情報取扱特記事項

第 1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第 2 取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第 3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 4 従業員の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第 5 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第 6 資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第 7 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第 8 取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第 9 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

# 農業改良資金県貸付金支払請求書

番 号  
年 月 日

県知事 へ

名 称 融資機関  
代表者 印

年 月 日付け（貸付決定番号： ）で貸付決定のあった農業改良資金の貸付金については下記のとおり支払を請求します。

記

今回支払請求額 円

番 号  
年 月 日

県知事 へ

名 称 融資機関  
代表者 印

農業改良資金県貸付金借用証書の提出について

年 月 日付けで支払を受けた農業改良資金県貸付金の借用証書を別添のとおり提出します。

別添

収入印紙  
添付

農業改良資金県貸付金借用証書

番 号  
年 月 日

名 称 融資機関  
代表者 印

- 1 貸付決定日及び貸付決定番号
- 2 農業改良資金県貸付金 金 円借用しました。
- 3 農業改良資金に係る法令、国の通知及び県の貸付規程、裏面の特約条項を遵守し、償還期日までに必ず償還することを確約いたします。
- 4 償還期限及び償還金額は、次の通りとします。

各農業者ごとの貸付決定通知書償還計画の写し

回数	償還期日	償還金額	残高	備考
1	年 月 日	円	円	
2				
・				
・				

農業改良資金県貸付金借用証書特約条項（参考様式第10号裏面）

（借入金の使用）

第1条 債務者（以下「乙」という。注：融資機関）は 都道府県（以下「甲」という。）から借り受けたこの資金と同額を、\_\_\_\_\_（以下「丙」という。）に対し、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のものと同じにして転貸する。

（一時償還）

第2条 乙は、甲が次の各号の一に該当すると認め、一時償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債権の全部又は一部を弁済する。

- （1）乙が県貸付金を貸付目的以外の目的に使用したとき。
- （2）乙が県貸付金の償還を怠ったとき。
- （3）乙が借受金を借入後速やかに貸付けをしないとき。
- （4）乙がこの資金の借入れに際し、又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対し虚偽の申請又は報告をし、若しくは故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- （5）乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立があったとき又は破産手続開始、再生手続開始の申立があったとき。
- （6）乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は精算に入ったとき。
- （7）乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- （8）乙が甲に対し数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- （9）乙が県貸付規定及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- （10）その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたととき。

（繰上償還）

第3条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。

（転貸債権の一時償還及び繰上償還）

第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の一時償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

2 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の一時償還を請求してその弁済を受けたとき又は丙の任意の弁済を受けたときは、速やかに受領額をこの契約に定める償還期限にかかわらず甲に償還する。

3 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の一時償還を請求できる場合には、丙に一時償還の請求をするよう乙に対し指示することができる。

（経理上の措置）

第5条 乙は、この借入金の用途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

( 報 告 )

第6条 乙は次の各号に掲げる場合には甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

( 1 ) 丙が離農しようとする場合。

( 2 ) この借入金の転借により改良、造成、復旧又は取得された施設(土地を含む)が他に譲渡若しくは転用又は公用収用されることとなったことを知った場合。

( 3 ) 乙の住所、名称、資本金、代表者に異動を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発生した場合。

( 4 ) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合。

( 5 ) 上記の他、乙丙間の特約に基づき丙より報告をうけた場合。

( 6 ) その他甲が指示する場合。

( 調 査 )

第7条 乙は、甲の役職員その他甲の委嘱を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認する。

( 弁 済 充 当 の 指 定 権 )

第8条 乙は、丙より受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、それに従うことを承認する。

( 違 約 金 )

第9条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第2条の規定により一時償還金すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、転貸先丙が農業改良資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による違約金を支払う。

3 乙は、第2条(1)、(3)、(4)及び(9)に該当したこと(故意の場合に限る。)を理由として甲から一時償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から一時償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年パーセントの割合で計算した一時償還の請求に係る違約金を併せて支払うものとする。

4 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告し、甲の指示に従う。

5 乙は、前項により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを甲に引き渡す。

( 転 貸 債 権 の 質 入 )

第10条 乙は、この借入金債務の担保として、甲の指定に基づき別に締結する質権設定契約により丙に対する転貸債権をそれに付随する担保権とともに甲に質入れし、甲と協力して速やかに第三者対抗要件を整備する。

( 合 意 管 轄 )

第11条 乙及び甲は、この契約に関する訴訟につき 又は を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

年 月 日

## 農業改良資金貸付申請書

(都道府) 県知事 殿

住 所 〒 TEL  
氏名又は名称及び代表者名

印

農業改良資金制度運用基本要綱第4の6の規定に基づき、下記のとおり農業改良資金の貸付けを申請します。

### 1. 事業計画

貸付対象施設等				総事業費	資金調達区分		
内容	数量	単価	金額		農業改良資金	自己資金	その他
		円	円	円	円	円	円

- (注) 1 貸付対象施設・機械名、型式、規格、資材名、数量、単価等詳細に記入すること。  
2 借受が共同の場合には、個人別明細表を添付すること。

### 2. 担保保証等

連帯債務者	住 所	氏 名	印	連帯保証人	住 所	氏 名	印

担保物件	

償還計画	償還期間		年		据置期間		年		資金交付希望日		月 日	
	1年目		2年目		3年目		~		11年目		12年目	
	月日	償還額	月日	償還額	月日	償還額	~		月日	償還額	月日	償還額
		千円		千円		千円	~			千円		千円

申請者の概要	
申請者の氏名又は名称主たる事業所(場)の所在地、設立時期(個人にあっては事業開始の時期)、事業の概要、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業者数	

農工商等促進法に基づく認定中小企業者による農業改良措置の支援内容

1 認定中小企業者による農業改良措置の支援概要

(1) 認定中小企業者が農業改良資金の借入を希望する理由

--

(2) 認定中小企業者が連携により開発する新商品にかかる経営上の課題

項目	課題の内容
<input type="checkbox"/> 技術レベル, <input type="checkbox"/> 加工・販売能力, <input type="checkbox"/> 品質, <input type="checkbox"/> 単価, <input type="checkbox"/> コスト, <input type="checkbox"/> 販売, <input type="checkbox"/> その他	(例)ブドウは初めて導入する作物であり、栽培技術面での課題がある上、ブドウ haと梨 haを栽培することから、収穫期の作期が競合し、労力が不足する可能性がある。また、単価が低いことから、収穫量(販売量)が落ち込んだ場合には採算割れになる可能性が大きい。etc.

課題が存在するすべての項目について、項目の選択肢(  )に  を記し、その課題の内容を具体的に記載すること。

2 計画期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3 安定的な取引関係の確立のために中小企業者が行う支援措置の内容

(1) 連携先の農業者等との取引関係の現状

ア 支援を行う連携先の農業者等の氏名及び居住地

氏名	住所

イ 支援を行う連携先の農業者等との取引状況(直近3カ年)

年度 (取引した農業者等氏名)	取引の有無	有の場合		
		農畜産物等の種類 (米、大豆等)	調達量 (トン)	調達割合 (%)
( )	有・無			全量・過半・過半以下
( )	有・無			全量・過半・過半以下
( )	有・無			全量・過半・過半以下
( )	有・無			全量・過半・過半以下

(注1) 貸付申請の直近3カ年について、年度別・農畜産物等の種類別に記入する。

(注2) 「農畜産物等」とは、連携先の農業者等の生産する農畜産物又は連携先の農業者等が生産する加工品をいう。

(注3) 「調達割合」とは、同種の農畜産物等の全体の調達量に占める、連携先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合をいう。

(2) 農業改良資金の借入れにより設置する施設

ア 連携先の農業者等の農業経営に必要な施設の設置

設置年度	施設等の規模・能力等	事業費	設置効果(作業の効率化等)
	m <sup>2</sup> (台)	千円	
施設等の設置場所			
☐ 認定中小企業者の倉庫等に設置・保管, ☐ 農業者の圃場に設置, ☐ 農業者の倉庫等に設置・保管, ☐ その他 ( )			

(注1) 施設の設置は連携先の農業者等のために行うものとする。

(注2) 導入施設が複数ある場合は施設ごとに記入すること。

(注3) 導入施設に関する見積書等、融資機関が指示する書類を添付すること。

(注4) 施設等の設置場所については、該当する選択肢に☐を記すこと。なお、その他の場合には具体的に記入すること。

イ 農業改良措置を支援するための加工施設の改良、造成又は取得

設置年度	加工施設等の規模・能力等	事業費	農畜産物等の加工内容
	m <sup>2</sup> (台)	千円	

(注1) 施設の設置は連携先の農業者等のために行うものとする。

(注2) 導入施設が複数ある場合は施設ごとに記入すること。

(注3) 導入施設に関する見積書等、融資機関が指示する書類を添付すること。

ウ 農業改良措置を支援するための販売施設の改良、造成又は取得

設置年度	販売施設等の規模・能力等	事業費	農畜産物等の販売内容
	m <sup>2</sup> (台)	千円	

(注1) 施設の設置は連携先の農業者等のために行うものとする。

(注2) 導入施設が複数ある場合は施設ごとに記入すること。

(注3) 導入施設に関する見積書等、融資機関が指示する書類を添付すること。

( 3 ) 連携先の農業者等から調達する農畜産物等の調達計画

年度	農畜産物等の種類	農業者氏名 (新規・拡充)	新規又は拡充量(トン)	調達割合 (%)	備考
初年度( H 年度 )		(新規・拡充)			
2年目( H 年度 )		(新規・拡充)			
3年目( H 年度 )		(新規・拡充)			
4年目( H 年度 )		(新規・拡充)			
5年目( H 年度 )		(新規・拡充)			
~~~~~					
最終年度( H 年度 )		(新規・拡充)			

( 注 1 ) 連携先の農業者との関係については、新規または拡充に をする。

( 注 2 ) 農商工等連携事業を契機に、連携先の農業者等が新規に又は拡大して農畜産物等を生産する場合には、中小企業者は、その新規に又は拡大して生産された農畜産物等を全て引き受けること。

( 注 3 ) 連携先の農業者等とは、安定的な取引関係として、最低5年以上の契約を継続すること。

( 注 4 ) 中小企業者の使用するにおいて、連携先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあっては、連携先の農業者等から調達する農畜産物等と同種の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、この農畜産物等全体の調達量に占める、連携先の農業者等からの当該農畜産物等の調達割合は少なくとも概ね50%を超えること。

( 注 5 ) 添付書類で当該調達計画記載事項が把握可能である場合には、その旨を記載すれば足りる。

# 農業改良資金事業実施報告書

貸付決定機関  
代表者

あて

住所  
氏名

印

さきに借り受けた農業改良資金(平成 年度貸付決定番号 第 号)については、  
下記のとおり事業を実施したので報告します。

## 記

### 1 事業実績

貸付対象施設等				総事業費	資金調達区分		
内容	数量	単価	金額		農業改良資金	自己資金	その他
		円	円	円	円	円	円

- (注) 1 貸付対象施設・機械名、型式、規格、資材名、数量、単価等詳細に記入すること。  
 2 借受が共同の場合には、個人別明細表を添付すること。  
 3 農業改良資金貸付申請書の事業計画と記載内容と同じ場合には「事業実施計画のとおり」とし、記入を省略することができる。  
 4 設置・購入した貸付対象施設等に関する領収書を、事業計画に記載した対象施設毎に整理し添付すること。

### 2 事業実施状況

事業着工 年 月 日	年 月 日	事業完了 年 月 日	年 月 日
---------------	-------	---------------	-------

### 3 事業費等の確認

貸付対象機械等の適否						
貸付限度額の確認	貸付限度額	円	貸付超過額	円	処理経過	
確認の証明	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 確認した機関名(責任者) 印					

(研修の場合は以下を添付)

年 月 日	研修を受けた機関又は農業者(海外研修にあっては、派遣機関) 印
-------	---------------------------------

# 農業改良資金県貸付金事業実施報告書

番 号  
年 月 日

県知事 へ

名 称 融資機関  
代表者

印

年 月 日付で借用した農業改良資金貸付金により、農業改良資金貸付業務を実施したので、 規定により下記の通り書類を添えて報告します。

## 記

### 1 農業改良資金貸付金借受実績

貸付決定番号		貸付決定日	
貸付金額		貸付実行日	

### 2 各農業者等から提出のあった農業改良資金事業実施報告書の写しを添付

## 農業改良資金事業計画変更書

貸付決定機関の代表者 あて

住所

氏名

印

さきに貸付決定を受けた農業改良資金に係る資金計画を、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額
年 月 日		円

2 変更内容

	当初計画		変更後計画		増減
	事業内容	事業費 ( A )	事業内容	事業費 ( B )	( B ) - ( A )
事業計画		円		円	
計			計		
資金計画	農業改良資金		農業改良資金		
	その他		その他		
計			計		

3 変更理由

(別紙) 償還計画

(変更前)

最新の償還計画の写し

(変更後)

左を修正

償還内容			
回	償還期日	償還額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			
6			

償還内容			
回	償還期日	償還額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			
6			

## 農業改良資金償還方法変更申請書

貸付決定機関の代表者 あて

債務者 住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

連帯債務者 住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

(連帯保証人) 住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

さきに貸付決定を受けた下記の農業改良資金について償還方法の変更をしたので申請いたします。

### 記

#### 1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備考
年 月 日		円	円	円	

#### 2 変更内容

(変更前)

(変更後)

償還期間	据置期間	償還方法
年	年	
償還期日		
月 日		
月 日		
.		
.		

償還期間	据置期間	償還方法
年	年	
償還期日		
月 日		
月 日		
.		
.		

#### 3 変更理由

# 農業改良資金県貸付金償還方法変更申請書

番 号  
年 月 日

県知事 へ

名 称 融資機関  
代表者 印

年 月 日付で借用した農業改良資金県貸付金について、下記のとおり償還方法の変更を承認願いたく申請します。

## 記

### 1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備考
年 月 日		円	円	円	

### 2 変更内容

(変更前)

償還期間	据置期間	償還方法
年	年	
償還期日		
月 日		
月 日		
.		
.		

(変更後)

償還期間	据置期間	償還方法
年	年	
償還期日		
月 日		
月 日		
.		
.		

### 変更理由

(別添)

各農業者等から提出のあった農業改良資金償還方法変更申請書の写しを添付

# 農業改良資金県貸付金償還方法変更承認通知書

番 号  
年 月 日

融資機関の代表者 あて

県知事 印

年 月 日付けで貸し付けた農業改良資金県貸付金については、平成 年 月 日付け申請に基づき、下記のとおり、償還方法の変更を承認したので通知します。

## 記

### 1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額	既償還額	貸付残高	備考
年 月 日		円	円	円	

### 2 変更内容

(変更前)

償還期間	据置期間	償還方法
年	年	
償還期日		
月 日		
月 日		
.		
.		

(変更後)

償還期間	据置期間	償還方法
年	年	
償還期日		
月 日		
月 日		
.		
.		

連絡事項

(別添)

新たに作成した各農業者等の貸付台帳の写しを添付

# 農業改良資金償還方法変更承認通知書

様

貸付決定機関

代表者

印

年 月 日付けで申請のあった下記の農業改良資金の償還方法の変更の申請については、  
下記のとおり承認します。

記

## 1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額	既償還額	貸付残高	備考
年 月 日		円	円	円	

## 2 変更内容

(変更前)

償還期間	据置期間	償還方法
年	年	
償還期日		
月 日		
月 日		
.		
.		

(変更後)

償還期間	据置期間	償還方法
年	年	
償還期日		
月 日		
月 日		
.		
.		

## 3 連絡事項

--

## 別紙 償還計画

(変更前)

直近の貸付台帳裏面償還計画の写し

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			
6			

(変更後)

新たに作成した貸付台帳裏面償還計画の  
写し

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			
6			

## 農業改良資金繰上償還申請書

貸付決定機関の代表者 あて

債務者 住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

連帯債務者 住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

(連帯保証人) 住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

さきに貸付決定を受けた農業改良資金について、下記のとおり繰上償還をしたいので申請いたします。

記

1 繰上償還額 \_\_\_\_\_ 円

(借り受けている資金)

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	繰上償還額	借受残高
年 月 日		円	円	円	円

2 繰上償還方法

(1) 借受残額一括償還

(2) 借受残額一部繰上償還

(内訳)

3 繰上償還理由

# 農業改良資金県貸付金繰上償還通知書

番 号  
年 月 日

県知事 へ

名 称 融資機関  
代表者 印

年 月 付けで借用した農業改良資金について、下記のとおり繰上償還しますので、  
県貸付規程 の規定により通知します。

記

1 繰上償還額 \_\_\_\_\_ 円

( 借り受けている資金 )

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	繰上償還額	借受残高
年 月 日		円	円	円	円

2 繰上償還方法

( 1 ) 借受残額一括償還

( 2 ) 借受残額一部繰上償還

( 内訳 )

3 繰上償還理由

4 借受残高の償還方法

( 別添 )

各農業者等から提出のあった農業改良資金繰上償還申請書の写しを添付

# 農業改良資金繰上償還承認通知書

様

貸付決定機関

代表者 印

年 月 日付けで申請のあった農業改良資金の繰上償還については、下記のとおり承認します。なお、繰上償還金は、別添納入通知書により平成 年 月 日までに納入願います。

記

1 繰上償還額 \_\_\_\_\_ 円

(借り受けている資金)

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額	既償還額	繰上償還額	貸付残高
年 月 日		円	円	円	円

2 繰上償還方法

(1) 借受残額一括償還

(2) 借受残額一部繰上償還

(内訳)

3 連絡事項

別紙 償還計画

(変更前)

直近の貸付台帳裏面償還計画の写し

償還内容			
回	償還期日	償還金額	備考
1	年 月 日	円	
2			
3			
4			
5			
6			

(変更後)

左の修正

償還内容			
回	償還期日	償還金額	備考
1	年 月 日	円	
2			
3			
4			
5			
6			

## 農業改良資金支払猶予申請書

貸付決定機関の代表者 へ

債務者	住所
	氏名 _____ 印
(連帯債務者)	住所
	氏名 _____ 印
(連帯保証人)	住所
	氏名 _____ 印

年 月 日付け(貸付決定番号: \_\_\_\_\_)で貸付決定を受けた農業改良資金について、下記のとおり支払猶予を申請いたします。

### 記

年 月 日償還予定の償還金額 \_\_\_\_\_ 円  
・  
・

変更理由

(添付書類)被災等を証明する書類

支払猶予後の借受残高の償還方法

# 農業改良資金県貸付金支払猶予申請書

番 号  
年 月 日

県知事 へ

名 称 融資機関  
代表者 印

年 月 日付けで借用した農業改良資金県貸付金について、下記のとおり支払を猶予願  
いたく申請します。

記

年 月 日償還予定の償還額 円

## 1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備考
年 月 日		円	円	円	

(変更理由)

## 2 支払猶予後の借受残高の償還方法

-----  
(別紙)

各農業者等から提出のあった農業改良資金支払猶予申請書の写しを添付

## 農業改良資金県貸付金支払猶予決定通知書

番 号  
年 月 日

融資機関の代表者 へ

県知事 印

年 月 日付けで貸し付けた農業改良資金県貸付金については、年 月 日付け申請のとおり、支払を猶予することを決定したので通知します。

年 月 日償還予定の償還額 円

### 1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額	既償還額	貸付残高	備考
年 月 日		円	円	円	

(連絡事項)

(別添)

新たに作成した各農業者等ごとの貸付台帳の写しを添付

# 農業改良資金支払猶予決定通知書

様

貸付決定機関の代表者 印

年 月 日付けで申請のあった支払猶予の申請については、次のとおり承認します。

貸付決定日

貸付決定番号

年 月 日償還予定の償還金額 円

・  
・

連絡事項

(別紙) 償還計画

(変更前)

直近の貸付台帳裏面償還計画の写し

(変更後)

新たに作成した貸付台帳裏面償還計画の  
写し

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			
6			

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			
6			



別記様式第2号（第5の2関係）

年度農業改良資金貸付確認調査書（例）

表 - 1 貸付件数及び確認調査件数等

（単位：件数、千円）

区 分	年度内に貸付けたもの (a)		うち貸付金の全額を償還したもの (b)		年 度 末 (c) = (a) - (b)		確認調査をしたもの (d)		未確認のもの (c)		確 認 調 査 日 月	備 考
	件 数	貸付額	件 数	貸付額	件 数	貸付額	件 数	貸付額	件 数	貸付額		
												未確認件数に対する今後の確認調査計画を記載すること

表 - 2 確認調査の結果不適当と認められたもの及びその処理状況

（単位：件数、千円）

区 分	合 計		対象外 貸 付		重 複 貸 付		事 前 着 工		目的外 使 用		事業未 実 施		事業実施 報告書未 提出		貸付金 の限度 額超過		事業費 使途不 明		簿 記 無記帳		その他	
	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額
資金計																						
処理 状況	一時償還したもの 繰上償還したもの 指導により改善したもの 未処理のもの 合 計																					

表 - 3 改善対策

現在までに実施した改善策	今後予定している改善策